

千葉市在宅医療推進連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 千葉市の在宅医療の推進に向けて、地域の医療、保健、介護、福祉分野の連携強化を図るため、千葉市在宅医療推進連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会委員は、在宅医療推進にかかわる医療、保健、介護、福祉分野の各関係機関や団体から選出された委員をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長の選任と職務)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長の指名により定め、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選任されるまでの間は、事務局が招集する。

- 2 会議に議長を置き、会長の指名により定める。
- 3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、委員はその選任する者を代理人として会議に出席させることができる。
- 4 協議会の議事は、出席した委員及びその代理人の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(所掌事務)

第6条 協議会は、在宅医療に関する連携体制構築に向け、関係者間で連携体制のあり方について意見交換を行うとともに、千葉市、関係機関、団体等の取組みに対し、必要な提言を行う。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見もしくは説明を聴くこと及び資料等の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する委員及び臨時委員で組織する。
- 3 第4条第1項、第2項及び前2条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、第4条第1項中「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長及び副会長」とあるのは「専門部会長」と、同条第2項中「会長」とあるのは「専門部会長」と、「会務を総理し、協議会を代表する」とあるのは「専門部会の事務を掌理する」と、第5条第1項中「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「専門部会長」と、同条第2項中「会長」とあるのは「専門部会長」と、

同条第3項及び第4項中「協議会」とあるのは「専門部会」と、第6条第1項及び第2項中「協議会」とあるのは「専門部会」と読み替えるものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、千葉市保健福祉局健康福祉部在宅医療・介護連携支援センター内に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項や疑義が生じたときは、千葉市と一般社団法人千葉市医師会で協議して決定する。

附 則

この要綱は、平成24年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。